

兵庫労働局発表
平成30年6月4日（月）

【照会先】
兵庫労働局職業安定部職業対策課
課長 山上 豊
課長補佐 西海 栄一
（電話）078（367）0810

報道関係者 各位

外国人雇用はルールを守って適正に
～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！～

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

外国人労働者の就労状況を見ると、雇用が不安定であったり、社会保険の未加入が多かったりと、雇用管理上の改善が早急に取り組むべき課題となっています。

このため、政府全体として、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止について、広く国民の皆様にご理解とご協力をお願いしているところです。

＝外国人労働者問題啓発月間の概要＝

1 実施期間
平成30年6月1日（金）～6月30日（土）

2 主な内容
啓発ポスター、パンフレットの配布
事業主団体などを通じた周知・啓発
事業主等に対する周知・啓発及び指導
各種会議等における事業主等への周知・啓発
留学生をはじめとする外国人求職者の就職支援
労働条件等の相談を受け付けている外国人労働者向け相談ダイヤルの周知



○外国人労働者向け相談ダイヤル

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	10時～15時 (12時～13時は除く)	0570-001701
中国語			0570-001702
ポルトガル語			0570-001703
スペイン語			0570-001704
タガログ語	火・水		0570-001705
ベトナム語	水・金		0570-001706

(注1) 祝日、12月29日～1月3日は除きます。

(注2) 通話料は発信者負担となります。

兵庫労働局（局長 畑中啓良）は、事業主団体等への協力要請、事業主等に対する周知・啓発等については、特に次の点に留意し実施します。

1. 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（以下「外国人指針」という。）に基づく適正な雇用管理を行うことが外国人を雇用する上での基本ルールであることを積極的に周知・啓発を図ります。
2. 外国人労働者の法定労働条件の確保等雇用管理が適切になされるよう、事業所訪問を通じ、外国人指針に基づく雇用管理指導を効果的に実施します。
3. 留学生の就業支援の拠点である外国人雇用サービスセンター及び新卒応援ハローワーク（留学生コーナー）の周知を図るとともに、企業の雇用管理の在り方や多様な人材が能力発揮しやすい職場環境の整備に対する周知、啓発を実施します。
4. 外国人雇用状況の届出制度の周知を図るとともに、事業主等への助言、外国人労働者への就労支援を実施します。